

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)	
地域名 (地域内農業集落名)	長田地域 (長田東、長田西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・長田地区内の各河川流域の水田については、大部分が圃場整備済の地区となっている。また、西長田集落においては、キク等の施設花きの栽培が盛んに行われており、東長田集落においては玉ねぎ等の露地野菜やいちご・ミニトマトなどの施設園芸作物が作付されている。現在、正久寺町と長田東部においては圃場整備事業が実施されている。

・高齢化が進んでいることが伺われる。

・今後、荒廃農地などが増加していくものと思われる。

・東長田集落では大規模な圃場整備事業が実施されているが、事業が完了した後に誰がどのように担っていくか、との課題がある。

・中山間地域については狭小な圃場が散在しており、荒廃農地等が見受けられる。

・荒れ地等の発生により、有害鳥獣(イノシシ)の被害が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

国道207号沿線に分布する平坦部水田については、湛水防除施設を活用し冠水等の被害防止を図る。また、将来大型機械の導入が可能になるよう圃場整備を実施し、低コスト生産が可能な水田としての利用を図る。未整備水田については、圃場整備を推進し、中型機械に対応できる水田としての利用を図る。また、既存の農業機械利用組合の活用により農作業受委託を推進し、生産コストの低減を図る。

畑については、露地野菜や施設園芸作物を主体とした作物生産の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	581 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	581 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金対象組織の区域を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・東長田集落では、圃場整備の実施状況にあわせて、中間管理制度の周知を図りながら中心経営体への農地の集約化を進めて行く。また、圃場整備地区以外では、各生産部会で中間管理制度を周知させることにより、中心経営体へ農地の集約化を進める。 ・西長田集落では、各生産部会において中間管理制度を周知させることにより、中心経営体へ農地の集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
長田東部地区及び正久寺地区を重点実施地区とし、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。また、各生産部会と連携して中間管理の周知を行いながら、農地の集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、正久寺町と長田東部において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
高齢化等による集落の担い手不足に対応するため、集落営農組織の育成を図りながら、農地の集積を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
⑩災害対策への取組方針について、国道207号沿線に分布する平坦部水田については、湛水防除施設を活用し冠水等の被害防止を図る。